

時事新報定價  
時事新報は毎号八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し  
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一百五十錢〇六箇月前金三百  
元〇一箇月前金六百錢〇月報休刊  
〇時事新報社ヨリ直接郵送スルノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の  
郵送料ヲ申す。

時事新報告白(常定)  
一  
行  
一  
付  
十三  
錢  
十一  
國  
十  
錢  
五  
圓

時事新報付  
一  
行  
一  
付  
十三  
錢  
十一  
國  
十  
錢  
五  
圓

本社へ寄稿に付  
東京守下を始め各府縣に通信社なるものありて是より  
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を  
壊さるより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず總  
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社  
に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らざして通  
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事を信  
する方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も屢か  
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に  
本社に向け發送あらんとを請ム

## 時事新報

## 名譽と利益

人民の心事潔白にして名譽を重んずるは我日本國の特  
色なりと頻りに誇る者あり、我輩も亦同感にして事實を認めざるに非ざれど其事實は果して國の爲めに利益のみにして曾て弊害なきものなるや否や聊か疑  
なきを得ず名譽重しが雖も其あれを重んずるの餘り遂に實際の利害を忘るが如きは國家の得策に非ず凡そ名譽と利益とは人の欲する所なれども名利兩全は勤もすれば時勢の許さる所なるが故に日本人は特に名を重んずる人民なりと云へば之を重んずると同時に特に利を空ふするの事實あるも亦推して知る可し近來我國人の海外に旅行するもの年々に增加する其中には定まりたる生業なき無賴漢若しくば言ふに忍びされども更に眼界を廣くして字内の大勢を睇れば善惡醜美相混して純精無能のものを見る可らず之を人身に喰れば世界中に十全健康の人なきが如し殘念ながら浮世の常態、人事の不如意にふそあれは今我國より出る出稼業を營む婦人等もあり此共をして各々其行かんを志にせしむるは我國に取りて此上なき耻辱なりとて之が爲めに國の面目を害するなき心配もなかる可し現に歐羅巴の諸國より合衆國を始め世界の各地に移住する労働者の中には不徳無法、眞に社會の邪魔物とも稱す可き者多くして其到處に嫌忌せらるゝ事例珍らしからざれ共左ればて此邪魔物を輸出したる歐洲の國々が世界に對して名聲を損したるの談を聞かず假りに一步を譲り出稼人の取締は國の面目の爲めに要用なりとするも實際に其方法ある可きや我輩は之れを保證するを得ず無數の海外旅行者に就き一々其の身元を取調べ其旅行の目的を問はんとして法を寬にすれば法念を断絶し我殖民業は何年を経るも到底繁盛に達する

## 時事新報定價

時事新報は毎号八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し  
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一百五十錢〇六箇月前金三百  
元〇一箇月前金六百錢〇月報休刊  
〇時事新報社ヨリ直接郵送スルノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の  
郵送料ヲ申す。

の望ある可らず國の不利より大なるはなし左れば

政府の當局者も民間の論客も官府の筋にて一々出稼人  
の性質を吟味して玉石を擇分け石を内に藏して玉を外  
に出すなせ云々實際に行ふ可らざる小刀細工を斷念し  
事を自然の成行に任せ誰れ彼の區別なく其行くが

主に任せて次第に移住の習慣を起さしむる大腹政

策を取らんみど我輩の希望に堪へざる所なり

世間或は我輩の立言を悦はず其言は利を先きにして名  
譽を後にするものなりと非難もある可きなれども如

何せん今世界は利慾一偏の世界にして復た名譽のみ  
と言ふ可らず假令一個人の間にには億論の制裁あるも

國と國との交際にては全く德義の領分を離れて地球上

幾多の國々は即ち幾多の自利團體にして其自利の目的

を達する爲めには如何なる卑劣無法手段とも用ふるに

憚らざる程の實際なれば斯る劇き風潮の中に居て獨

り日本のみが德義を重んじ小名譽の爲めに大利益を空

みするが如きは迂闊の最も甚だしさものにして遂には

其小名譽を併せて空ふするの奇談ある可きのみ蓋し

英米と云ひ又獨乙と云ひ方今文明社會の大國と稱せら

るものは何れも皆國民の全力を盡して公私の方利を謀

るが故にこそ今日の盛大を致したるふとなれ利を知ら

ざる者は國を知らざる者なり凡そ一國の兵事、教育、學

問其他百般の事物は悉皆錢の力に由て成らざるものな

し富國は實に強兵の基のみならず國の名聲を發揚する

の最良手段なり我輩が夙に實利主義を主唱するも敢て

國家の名聲を等閑に附するに非ず先づ國の實を利して

然る後に其名を發揚せんと欲するの趣旨のみ今日世間

の自稱愛國者流が名譽云々の議論を唱へ却て却て實際有

形の利害に無頓着なるは抑も事の本末輕重を誤るもの

にして我輩の感服せざる所なり

## ○内務省告示第二十九號

明治二十四年十二月三十日市町村現住人口左ノ通

明治二十五年七月十五日 内務大臣伯爵松方正義

各地方市別現住人口表

神奈川縣

東京都

下木牛込赤麻布芝京橋銀座

下本郷下谷田町

北区

合計

西区

合計

北区

合計

西区

合計

北区

## ○内務省告示第二十九號

明治二十四年十二月三十日市町村現住人口左ノ通

明治二十五年七月十五日 内務大臣伯爵松方正義

各地方市別現住人口表

神奈川縣

東京都

下木牛込赤麻布芝京橋銀座

下本郷下谷田町

北区

合計

西区

合計

北区

## ○内務省告示第二十九號

明治二十四年十二月三十日市町村現住人口左ノ通

明治二十五年七月十五日 内務大臣伯爵松方正義

各地方市別現住人口表

神奈川縣

東京都

下木牛込赤麻布芝京橋銀座

下本郷下谷田町

北区

合計

西区

合計

北区

合計

北区